

ふるさと中央区応援寄附の概要

1 目的

中央区をふるさとと思い、応援してくださる方々の期待に応え、本区に集う全ての人々が幸せを享受し、輝く未来へ躍進していく社会をつくるとともに、江戸開府以来、わが国の文化・商業・情報の中心として発展してきた長い歴史と伝統を背景に、区内で活躍、活動する団体とともに新たなまちの魅力を創造し、本区のさらなる発展を目指す。

2 対象者

寄附金申込みの対象者は、区内在住以外の者とする。

3 寄附金の活用方法の指定

- (1) 中央区の区政全般
- (2) 活用してほしい分野を指定
- (3) 応援したい団体を指定

4 「応援したい団体を指定」する寄附について

寄附する方が指定した団体の応援に活用する。指定のあった団体は、区の審査会において支援金交付対象団体の適否を審査し、認定された団体に対し寄附金の7割を上限額として交付する。

なお、審査会で認定されなかった場合、寄附金は全額、区の施策に活用する。

<認定を受けられる団体の主な要件>

- (1) 次に掲げるいずれかの区の施策と整合する活動を中央区内で行っている団体であること。

ア まちの活性化を図り、魅力を発信する活動	オ 福祉の向上に資する活動
イ 地域特性を生かしたまちづくりに資する活動	カ 健康の維持・増進を図る活動
ウ 子どもの健全育成に資する活動	キ 共生社会の推進を図る活動
エ 歴史又は文化の保存・継承に資する活動	ク 文化又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 営利を目的としない団体であること。
- (3) 総会、理事会等により団体の意思決定を行っていること。
- (4) 定款、規約等を備えていること。

※当該団体の構成員又は会員向けの取り組みを活動の主目的とする団体は除きます。

5 その他

(1) 寄附の方法

納付書による金融機関での納付、現金書留による郵送又は区窓口への現金等の持参とする。

令和4年7月からはふるさと納税ポータルサイト「さとふる」、「ふるさとチョイス」での寄附受付を開始し、マルチペイメント・クレジットカード決済による寄附も受付可能となった。

(2) 返礼品

ポータルサイトの活用開始と同時にお礼品の拡充を行い、「(1) 中央区の区

【資料1】

政全般」、「(2) 活用してほしい分野を指定」の寄附については、寄附額と寄附者の希望に応じて中央区推奨土産品などから選定したお礼品を送付する。

また、「(3) 応援したい団体を指定」の寄附については、1万円以上の寄附があった場合、お礼品「中央区千社札ふろしき」を送付する。

※別紙 返礼品一覧（令和6年度実施分）

(3) 周知方法

区のおしらせ及び区ホームページへの掲載